

墨田区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第17号

墨田区公害健康被害認定審査会条例の一部を改正する条例

墨田区公害健康被害認定審査会条例（昭和50年墨田区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第45条第4項」を「第45条第3項」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条中「意見をきき」を「その意見を聴き」に、「者から」を「者に」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第2条から第5条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

（組織）

第2条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。